三　役務提供契約の場合は、様式中「販売業者」を「役務提供事業者」とすること。

四　役務提供契約の場合は、省令第七条の五第一項第二号から第四号まで（電話勧誘販売の場合は省令第二十三条の三第一項第二号から第四号まで）に基づく記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために役務提供事業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

⑴　この書面を受領してその内容について説明を受けた日から８日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできます。
⑵　クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を発した時から生じます。
⑶　その際、役務提供事業者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
⑷　既に役務の提供を受けていても、役務提供事業者はその代金を請求することはできません。
⑸　役務提供事業者に対し、原状回復に必要な措置を無償で講ずるよう求めることができます。
⑹　役務の対価が既に支払われているときは、役務提供事業者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

様式第二（第三十一条の四関係）

特定商取引に関する法律第四十条第一項に基づく
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために連鎖販売業を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

⑴　この書面を受領してその内容について説明を受けた日から20日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできます。
⑵　クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を発した時から生じます。
⑶　その際、連鎖販売業を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
⑷　商品の引取りに要する費用は連鎖販売業を行う者の負担になります。
⑸　商品の代金が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、連鎖販売業を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

三　役務提供契約の場合は、様式中「販売業者」を「役務提供事業者」とすること。

四　役務提供契約の場合は、省令第七条の四第一項第二号から第四号まで（電話勧誘販売の場合は省令第二十三条の三第一項第二号から第四号まで）に基づく記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために役務提供事業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

⑴　この書面を受領してその内容について説明を受けた日から８日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。
⑵　クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。
⑶　その際、役務提供事業者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
⑷　既に役務の提供を受けていても、役務提供事業者はその代金を請求することはできません。
⑸　役務提供事業者に対し、原状回復に必要な措置を無償で講ずるよう求めることができます。
⑹　役務の対価が既に支払われているときは、役務提供事業者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

様式第二（第三十一条の三関係）

特定商取引に関する法律第四十条第一項に基づく
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために連鎖販売業を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

⑴　この書面を受領してその内容について説明を受けた日から20日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。
⑵　クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。
⑶　その際、連鎖販売業を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
⑷　商品の引取りに要する費用は連鎖販売業を行う者の負担になります。
⑸　商品の代金が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、連鎖販売業を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。